

## 第3章 計画の目標

### 3-1 目指すべき将来像

本市の総合計画「I & Iプラン 21」では、21世紀の第1・四半世紀（令和7年度・2025年度）を目標年度と定め、その基本構想の中で「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念とし、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げ、これを実現するための施策の方向の一つとして「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまち」をつくることを定めています。

本計画では、総合計画の理念をもとに、本市の廃棄物行政が目指す将来像を次のとおり掲げます。

#### ■目指すべき将来像

### 資源循環型都市いちかわ

本市では、市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

#### <循環型社会とは>

循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制（Reduce）を十分に行い、廃棄物のうち有用なものについては、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）及び熱回収により循環的な利用を促進し、循環的な利用ができずどうしても不要となった廃棄物については適正処分するという優先順位に基づく取り組みによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会をいいます。

#### 【廃棄物処理の優先順位】

- 〔1〕 発生抑制（Reduce）
- 〔2〕 再使用（Reuse）
- 〔3〕 再生利用（Recycle）
- 〔4〕 熱回収
- 〔5〕 適正処分

## 3-2 基本方針

目指すべき将来像の実現に向けた取り組みにあたっては、3R（廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進によって環境への負荷をできる限り低減するという「環境保全」の視点を最優先するとともに、廃棄物処理における「効率性・経済性」や「安定性」を追求するという視点や、市民・事業者・行政の「協働」により推進していくという視点を念頭に置いて、次の基本方針を掲げます。

### 基本方針1 ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

循環型社会の実現のためには、3Rのうち取り組みの優先順位が高い2R（発生抑制・再使用）に重点を置いて、ごみを削減していくことが求められています。

そのためには、市民一人ひとりのライフスタイルや各事業者の活動を、ごみの発生・排出が少ないものへと転換していく必要があります。

そこで、可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制します。

### 基本方針2 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進

地球上の貴重な資源の循環的な利用を進めていくためには、資源化量の拡大に加えて、より質の高い資源化を進めていく必要があります。

また、ごみの発生・排出抑制に加え、ごみと資源物の分別排出を徹底することにより、焼却処理するごみの量を削減し、最終処分量の削減にもつなげていくことが重要です。

そのため、精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進します。

### 基本方針3 環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

ごみの適正処理と資源化を進める上では、循環的な利用が図られる場合であっても、その過程で環境への負荷が発生しており、一定の費用も必要となることから、環境負荷の低減と効率性・経済性を両立した取り組みが求められます。

また、毎日の市民生活を支えているごみ処理・資源化事業は、緊急時における対応を含めて、将来にわたって継続的に安定して進めていく必要があります。

そこで、持続可能な社会づくりに貢献する、環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指します。

#### **基本方針 4 市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進**

持続可能な循環型社会づくりに向けた取り組みを着実に実行していくためには、市民、事業者及び行政が、それぞれの役割と責任に応じて総力を挙げて取り組んでいく必要があります。

また、さらなるごみの減量・資源化に向けて、排出ルールの遵守をはじめとする排出者責任の徹底や、その取組状況に応じた公平性の高い対応が求められます。

そのため、市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

### 3-3 数値目標

ごみ量の将来推計及び新たなごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえ、令和12年度(2030年度)を目標年次とした数値目標を次のとおり設定します。

※ごみ量の将来推計及びごみ減量・資源化の内訳については、参考資料2を参照のこと。

表3-1 数値目標

指 標	目標値
① 1人1日あたり排出量(排出原単位)	720g/人・日以下
② 資源化率	30%以上
③ 焼却処理量	103,000t以下
④ 最終処分量	3,700t以下

表3-2 計画フレーム

項 目	単 位	実績値	推計値	計画値
		R2年度	R12年度	R12年度
人口	(千人)	496.7	493.1	493.1
総排出量	(千t)	142.3	132.8	130.1
家庭系	(千t)	112.2	104.7	103.8
ごみ ※1	(千t)	87.6	81.8	76.3
資源物 ※2	(千t)	24.6	22.9	27.5
事業系	(千t)	30.1	28.1	26.3
1人1日あたり排出量(排出原単位)	(g/人・日)	785	738	723
家庭系ごみ・資源物	(g/人・日)	619	582	577
ごみ ※1	(g/人・日)	483	454	424
資源物 ※2	(g/人・日)	136	127	153
事業系ごみ	(g/人・日)	166	156	146
資源化量	(千t)	26.2	24.5	38.8
資源物の分別収集によるもの ※2	(千t)	22.6	21.1	25.7
施設回収によるもの ※3	(千t)	2.6	2.4	2.9
焼却灰資源化によるもの	(千t)	1.1	1.0	10.2
資源化率	(%)	18.4%	18.4%	29.8%
焼却処理量 ※4	(千t)	117.7	110.0	103.1
最終処分量 ※4	(千t)	14.7	13.7	3.7

※1 「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「有害ごみ」及び「大型ごみ」の合計(直接搬入分を含む)。

※2 集団資源回収によるものを含む。

※3 クリーンセンターでの資源回収及び資源化委託によるもの(焼却灰資源化によるものを除く)。

※4 し尿処理施設から搬入した脱水汚泥分の処理量を含む。

※5 端数処理の関係で合計等が一致しない場合がある。

### (1) 1人1日あたり排出量（排出原単位）

1人1日あたり排出量を 720g以下 に抑制します。

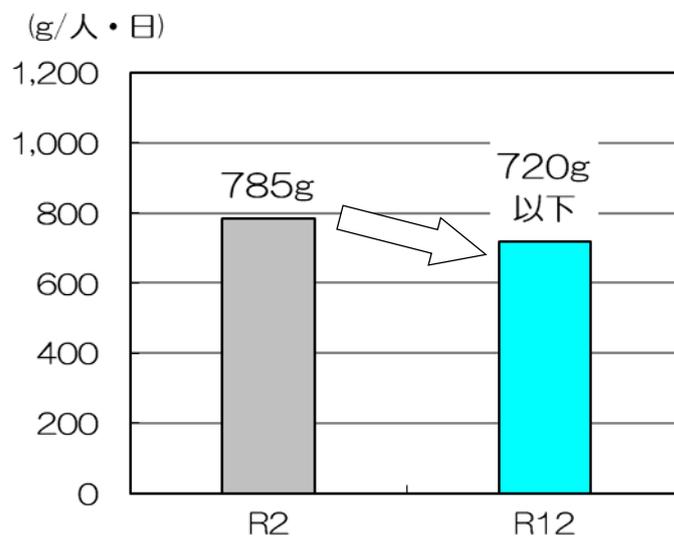


図3-1 排出原単位目標

#### <算出方法>

排出量には、市が収集する家庭から排出されるごみや資源物のほかに、事業者から排出されて市の処理施設に搬入されるごみや資源物、集団資源回収によって自治会等の資源回収団体が回収する資源物の量も含まれています。

$$\text{1人1日あたり排出量 (排出原単位)} = \frac{\text{年間総排出量}}{\text{行政人口} \times \text{年間暦日数}}$$

#### <指標設定の考え方>

市民や事業者が排出するものは、「ごみ」であっても「資源物」であっても、収集運搬や処理などに手間と費用がかかり環境への負荷を与えます。循環型社会の構築のためには、第一にごみの発生・排出抑制を進めることが重要であるため、ごみの発生・排出を抑制する指標として、1人1日あたり排出量（排出原単位）を設定します。

## (2) 資源化率

資源化率を 30%以上 に引き上げます。

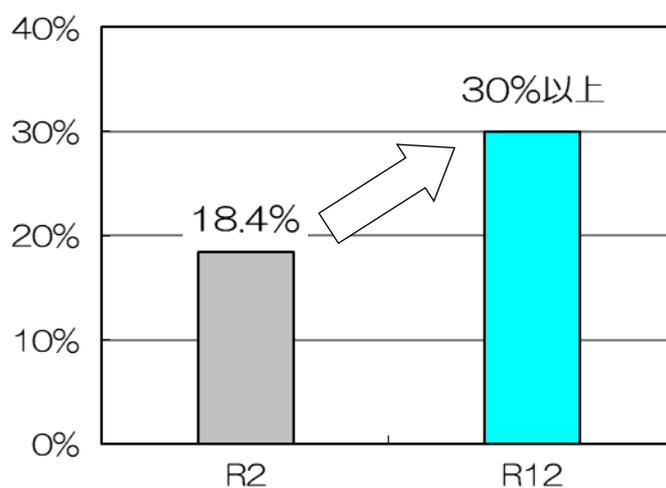


図3-2 資源化率目標

### <算出方法>

資源化率は、総排出量に対する資源化量の割合をいい、資源化量には資源物の分別収集や集団資源回収に伴い資源化されたもののほか、クリーンセンターで回収された金属類や焼却灰の資源化などの量を含みます。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{総排出量}}$$

### <指標設定の考え方>

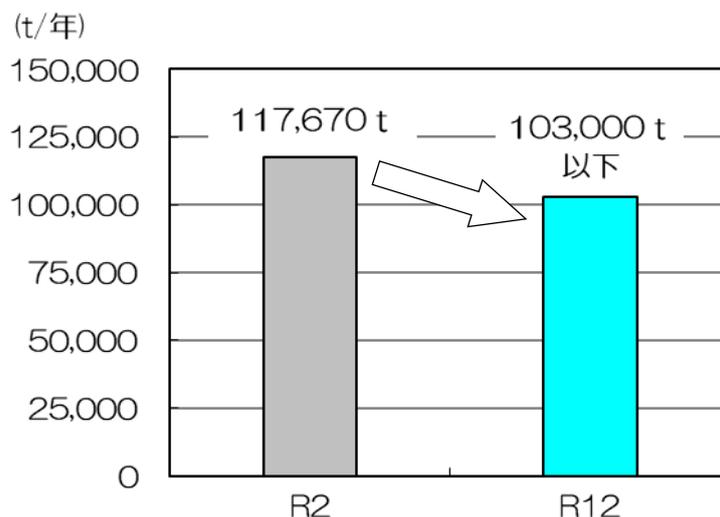
発生・排出抑制をしても排出されてしまった廃棄物は出来る限り再び資源として利用することが必要なことから、資源化の状況を示す指標として資源化率を設定します。

### 【補足】

資源化率の算定対象には、市が資源化に直接関与せず、排出事業者が独自に民間の資源化施設へ搬入した資源物（古紙等）の量が含まれていないことから、資源化に関する指標の1つとして、「事業系資源物の回収量」の確認に努めていくこととします。

### (3) 焼却処理量

クリーンセンターの焼却処理量を 年間 103,000 トン以下 に削減します。



- ※1 焼却処理量は処理施設への搬入量をベースとした数値
- ※2 焼却処理量には、し尿処理施設から搬入した脱水汚泥を含む。

図3-3 焼却処理量削減目標

#### <指標設定の考え方>

クリーンセンターでは十分な排ガス対策を行っていますが、大気汚染物質の排出を削減して周辺環境への影響を一層低減するとともに、地球温暖化防止の観点から廃棄物の焼却に伴って発生する温室効果ガスを削減していかなければなりません。

また、焼却処理量を削減することで、焼却灰の発生量も削減されるほか、次期クリーンセンターの建設規模の縮小につながり、建設・運営費用を抑制できます。

そこで、焼却処理するごみを削減する指標として、焼却処理量を設定します。

なお、クリーンセンターでは、し尿処理施設から脱水汚泥を搬入して焼却処理していることから、焼却処理量には脱水汚泥の量を含めることとします。

#### 【補足】

市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、令和12年度（2030年度）に本市の事務事業により発生する二酸化炭素及び一酸化二窒素（二酸化炭素換算）の排出量を、平成25年度（2013年度）比で50%削減する目標を掲げています。焼却処理量の目標値は、市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標を達成するために、プラスチックごみの削減等を考慮して設定しています。

#### (4) 最終処分量

最終処分量を 年間 3,700 トン以下 に削減します。

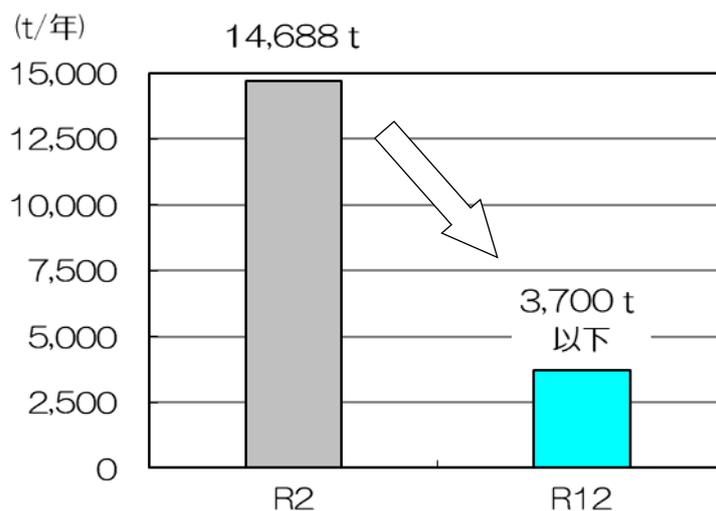


図3-4 最終処分量削減目標

##### <指標設定の考え方>

本市は、市内に最終処分場を持たず、焼却灰等の処分を市外の民間の最終処分場での埋立てに依存しています。本市の地域特性上、今後も最終処分場を市内に設置することは極めて困難といえます。また、全国的にも最終処分場の新設は困難であり、最終処分場で受け入れられる量に限りがあるなかで、焼却灰の再資源化に取り組む必要があります。

そこで、最終処分（埋立て）の状況を示す指標として、最終処分量を設定します。

なお、最終処分量には脱水汚泥に由来する残さの量を含めることとします。